

事前協議書の提出を必要としない開発行為	法34条10号 法34条11号 法34条14号
---------------------	-------------------------------

- ◎ 立地基準編第2章第9節 [審査基準 2] (P32~P39)
- ◎ 立地基準編第2章第12節 [審査基準 2] 提案基準2 (P58)
提案基準3 (P59)
提案基準4 (P60)
提案基準33 (P107)

次の1～6のいずれかに該当するものについては、原則として事前協議書の提出を必要とせず、直接、開発許可申請書を提出するものとする。

この場合、開発許可申請書に開発（建築）行為事前協議書の添付図書のうち、カ 土地利用計画図（配置図）、ケ 建物平面図、建物立面図、セ その他必要と認める図書（地区計画の適合通知書の写し等、各要件に適合することを示す資料）を添付し、法第34条に規定する立地に関する審査を受けること。

- 1 法第34条第10号に係る事前協議
- 2 法第34条第11号に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が工場以外のもの
- 3 法第34条第14号提案基準2「旧住造法完了地における開発行為」に係る事前協議
- 4 法第34条第14号提案基準3「土地区画整理事業施行区域内における開発行為」に係る事前協議
- 5 法第34条第14号提案基準4「開発完了地における再開発」に係る事前協議
- 6 法第34条第14号提案基準33「道路位置指定による既存住宅団地内の住宅建設」に係る事前協議

なお、上記のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅であるものについては、添付図書のうち「カ 土地利用計画図（配置図）及びケ 建物平面図、建物立面図」を、「要件を満たす建築計画を行う旨の説明書」にかえることができる。

※事前協議書の提出を制限するものではなく、各審査基準に適合するか否か判断しがたいものについては、事前協議の対象である。